


株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令

第一号様式



【表紙】

【提出書類】	変更報告書 No. 1
【根拠条文】	法第 27 条の 25 第 1 項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 高 橋 謙 
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区永田町2丁目13番10号プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 ペーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業)
【報告義務発生日】	平成 18 年 7 月 3 日
【提出日】	平成 18 年 11 月 24 日
【提出者及び共同保有者の総数 (名)】	3 名
【提出形態】	その他

第 1 【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	株式会社ジャレコ・ホールディング
会社コード	7954
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	ジャスダック
本店所在地	東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル5階

第 2 【提出者に関する事項】

1 【提出者 (大量保有者) / 1】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者 (大量保有者)】

個人・法人の別	法人 (外国会社)
氏名又は名称	サンドリンガム ファンド エスピーシー リミテッド (Sandringham Fund SPC Ltd.)
住所又は本店所在地	英領西インド諸島ケイマン諸島、グランドケイマン、ジョージ・タウン、メアリー・ストリート、ウォーカー・ハウス、私書箱 908GT (Walker House, P.O. Box 908GT, Mary Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands, B.W.I.)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	2004年11月9日
代表者氏名	房 広治
代表者役職	取締役
事業内容	投資業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業) 弁護士 鈴木 香子
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

[共同保有者/2]の名称変更による提出のため記載しておりません。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

[共同保有者/2]の名称変更による提出のため記載しておりません。

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

[共同保有者/2]の名称変更による提出のため記載しておりません。

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

[共同保有者/2]の名称変更による提出のため記載しておりません。

(6)【保有株券等の取得資金】

[共同保有者/2]の名称変更による提出のため記載しておりません。

第3【共同保有者に関する事項】

1【共同保有者／1】

(1)【共同保有者の概要】

①【共同保有者】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	ハイパーリンク インベストメンツ グループ リミテッド (Hyperlink Investments Group Limited)
住所又は本店所在地	英領ヴァージン諸島 トルトラ ロードタウン P.O.Box 3444 ポートカリス トラストネット チェンバーズ (Portcullis TrustNet Chambers, P.O. Box 3444, Road Town, Tortola, British Virgin Islands)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成11年7月22日
代表者氏名	房 広治
代表者役職	ディレクター
事業内容	持株会社

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区赤坂八丁目5番26号 赤坂DSビル10階 執行役員 経本部長 山上 秀夫
電話番号	03-5412-6100

(2)【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

【共同保有者／2】の名称変更による提出のため記載していません。

2【共同保有者／2】

(1)【共同保有者の概要】

①【共同保有者】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	株式会社ジャレコ・ホールディング
住所又は本店所在地	東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル5階
旧氏名又は名称	株式会社ジャレコ
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1974年10月3日
代表者氏名	倉田暁之
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	持株会社

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区赤坂八丁目5番26号 赤坂DSビル10階 執行役員 経本部長 山上 秀夫
電話番号	03-5412-6100

(2)【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

[共同保有者/2]の名称変更による提出のため記載しておりません。

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) サンドリンガム ファンド エスピーシー リミテッド
(Sandringham Fund SPC Ltd.)
- (2) ハイパーリンク インベストメンツ グループ リミテッド
(Hyperlink Investments Group Limited)
- (3) 株式会社ジャレコ・ホールディング

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

[共同保有者/2]の名称変更による提出のため記載しておりません。

POWER OF ATTORNEY

Sandringham Fund SPC Ltd., a corporation duly organized and existing under the laws of Cayman Islands, B.W.I. and having its registered office at Walker House, P.O. Box 908GT, Mary Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands, B.W.I. (the "Company") does hereby appoint Mr. Ken Takahashi, Ms. Kaoruko Suzuki and Mr. Tetsuo Tsujimoto, attorneys-at-law of Baker & McKenzie GJB Tokyo Aoyama Aoki Law Office (Gaikokuho Joint Enterprise) with its office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its true and lawful attorneys-in-fact, and authorize and empower each of them to represent the Company to do all or any of the following acts with full power of substitution and revocation:

- (1) To prepare and file with the Director General of Kanto Local Finance Bureau of Japan under the Securities and Exchange Law of Japan (Law No. 25 of 1948, as amended) a Bulk Holding Report and its Amendments in Japanese;
- (2) To send copies of such report to the issuing company and the stock exchanges on which the shares of the issuing company are listed; and
- (3) To do any other acts, deeds and thing whatsoever the Company may deem necessary or appropriate in connection with the foregoing purposes.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has hereunto executed this Power of Attorney this 17th day of May, 2006

Sandringham Fund SPC Ltd.

By: 

Koji Fusa
Director

<訳文>

委任状

英領西インド諸島ケイマン諸島の法律に基づいて適法に設立され現存する法人で、その登記上の住所を英領西インド諸島ケイマン諸島グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、メアリー・ストリート、ウォーカー・ハウス、私書箱908GTに有するサンドリンガム ファンド エスピーシー リミテッド（以下「当社」という。）はここに、日本国東京都千代田区永田町二丁目13番10号 プルデンシャルタワーに事務所を有する東京青山・青木法律事務所ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）の弁護士である高橋謙氏、鈴木香子氏及び辻本哲郎氏を当社の真正かつ適法な代理人と定め、復代理人の選任権及び解任権を含め、当社を代理して下記行為の一切を行う権限をその各々に付与する。

- (1) 日本国の証券取引法（1948年法律第25号、改正済み）に基づき、日本語による大量保有報告書及び変更報告書を作成し、これを日本国関東財務局長へ提出すること。
- (2) 当該報告書の写しを発行会社及び発行会社の株式が上場されている証券取引所へ送付すること。
- (3) 上記の目的に関連して当社が必要又は適切とみなすその他の一切の事項を行うこと。

上記の証として、当社は2006年5月1日、本委任状に署名した。

サンドリンガム ファンド エスピーシー リミテッド

（署名）

取締役 房 広 治

上記正訳しました
弁護士 高 橋

